



柏市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成26年3月10日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫
柏市監査委員	高	田	幸	男
柏市監査委員	山	田	一	一
柏市監査委員	末	永	康	文

平成 2 5 年度

監査の結果に関する報告

定 期 監 査

行 政 監 査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

吉 井 忠 夫
高 田 幸 男
山 田 一 一
末 永 康 文

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査

3 監査の概要

(1) 第2次実施分

ア 監査を実施した期間

平成25年10月10日から平成25年12月26日まで

イ 監査の対象とした部及び課等

(ア) 企画部

企画調整課
行政改革推進課
情報政策課

(イ) 環境部

環境保全課
放射線対策室
廃棄物政策課
環境サービス課
北部クリーンセンター
南部クリーンセンター
産業廃棄物対策課

(ウ) 土木部

道路維持管理課
道路維持管理課道路サービス事務所
交通政策課
交通施設課
道路整備課

	新市道路整備課
	下水道経営課
	下水道整備課
	下水道維持管理課
	下水道維持管理課雨水排水対策室
(エ) 会計課	
(オ) 議会事務局	庶務課
	議事課
(カ) 選挙管理委員会事務局	
(キ) 監査事務局	
(ク) 農業委員会事務局	
(ケ) 教育委員会生涯学習部	教育総務課
	生涯学習課
	生涯学習課中央公民館
	生涯学習課沼南公民館
	生涯学習課少年補導センター
	文化課
	スポーツ課
	図書館
(コ) 教育委員会学校教育部	学校教育課
	学校教育課学校企画室
	学校教育課学校財務室
	学校施設課
	学校保健課
	学校保健課学校給食センター
	指導課
	柏第一小学校
	松葉第二小学校
	高柳小学校
	柏第二中学校
	柏高等学校

教育研究所

ウ 監査の方法

平成25年度分で平成25年9月30日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成24年度以前分を含む。）が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係各課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から事情を聴取して実施した。

(2) 第3次実施分

ア 監査を実施した期間

平成25年11月11日から平成26年2月21日まで

イ 監査の対象とした部及び課等

- (ア) 総務部
 - 行政課
 - 人事課
 - 人事課給与厚生室
 - 資産管理課
 - 資産管理課営繕管理室
 - 防災安全課
 - 技術管理課
- (イ) 財政部
 - 財政課
 - 債権管理室
 - 契約課
 - 収納課
 - 市民税課
 - 資産税課
- (ウ) 保健所
 - 総務企画課
 - 保健予防課
 - 生活衛生課
 - 地域健康づくり課
 - 成人健診課
 - 衛生検査課
- (エ) こども部
 - 児童育成課
 - 児童育成課児童センター

こども政策室
こどもルーム担当室
保育課
保育課桜台保育園
保育課高柳保育園
こども発達センター
こども発達センターキッズルーム担当室
(オ) 都市部
都市計画課
北部整備課
建築指導課
開発事業調整課
宅地課
住宅課
公園緑政課
公園管理課
区画整理課
北柏駅北口土地区画整理事務所
中心市街地整備課

ウ 監査の方法

平成25年度分で平成25年10月31日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成24年度以前分を含む。）が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係各課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から事情を聴取して実施した。

(3) 監査の実施に当たっては、特に次の点に意を払うこととした。

ア 減免に係る事務処理について

市が所管する市税，保険料，負担金，手数料，使用料その他の収入金（公の施設の指定管理者が取り扱う当該施設の使用料等を含む。）の減免に係る事務処理について，根拠となる諸規定が適切に策定されているか，減免制度の運用は当該諸規定に則して正確かつ公平に行われているか。

イ 庁用自動車の管理及び利用状況について

各課において所管している庁用自動車（原動機付自転車，自転車を含む。）について，適切に配備・維持管理されているか，効率的に運用されているか，維持管理経費は効率的，経済的に執行されているか，安全管理・交通事故防止対策は十分されているか，環境対策への取組みはされているか。

ウ 市が事務局を担う任意団体の事務執行について

市が行政運営上の必要性から事務局を担っている団体の事務について，事務を取り扱う根拠は明確か，市が事務局を担う必要があるか，団体の事務と市の事務とが混在していないか，現金・通帳管理は適切か。

エ その他

前年度監査対象とならなかった部局については，時間外勤務手当（休日勤務手当を含む。）及び特殊勤務手当の支給について，勤務命令・報告が確実かつ適正か，時間外勤務が慢性化していないか，また，縮減に向けての取組み，健康面での配慮がされているか。

4 監査の結果

監査の結果，特に次の事項については，「監査の結果等の取扱い要領」に定める指摘事項に該当するものと判断した。このうち，行政監査として実施した，庁用自動車の管理及び利用状況については，第1次実施部局を含めて記載している。

また，この点については指摘事項には該当しないが，特に留意すべきと認めた事項について末尾に意見を付したので，十分参考とし必要な対応がなされることを望む。

なお，事務処理上改善すべき軽易な事項等については，監査の期間中に口頭により注意，指導を行ったところであるが，その他の事務事業は適正に執行されているものと認めた。

(1) 環境部環境保全課

市が事務局を担う任意団体の事務執行について

ア 柏市環境保全協議会について

柏市環境保全協議会（以下「協議会」という。）は，環境

保全課に事務局を置き，3名の市職員が協議会の事務を取り扱っている。

協議会の事務執行状況について，関係書類を調査したところ，平成24年度決算書において，会議の開催通知や会費の納入依頼等の文書を発送する際，協議会の予算から支出すべき郵便料57,460円を市の予算から支出していたことが判明した。これは，明確に区分しなければならない市の会計と協議会の会計とを混同した，不適正な事務処理である。

また，協議会の預金通帳と通帳印とを同じ場所に保管していたこと，金額等の記入がなくあらかじめ通帳印だけ押してある金融機関の預金払戻請求書を保管していたことなど，預金等の管理方法の不備が見られた。

今後は，市と協議会との会計を明確に区分した適正な会計処理を行うとともに，預金等の管理体制については，相互牽制が機能するよう見直しを図られたい。

イ 柏市ストップ温暖化サポーターについて

柏市ストップ温暖化サポーター（以下「団体」という。）は，団体規約に基づき環境保全課に事務局を置き，2名の市職員が団体の事務を取り扱っている。

団体の事務執行状況について，関係書類を調査したところ，事業計画書，事業報告書，予算書及び決算書等の事業や財務に関する書類が作成されていないことが判明した。また，団体規約第7条の規定により「総会は，必要の都度開催するものとし，代表が召集する」こととされているが，設立以来一度も開催されていない状況となっている。

今後は，団体規約に則り，総会を開催し活動方針の意見集約を図るとともに，計画的な活動を行うためにも，事業や財務に関する書類を整備するなど，適切な事務処理となるよう改善されたい。

(2) 土木部交通政策課

市が事務局を担う任意団体の事務執行について

交通政策課では、行政組織規則第5条に規定する分掌事務の「国、県等の道路整備事業に係る要望及び調整に関すること」の一環として、任意団体である関東国道協会千葉県地区協議会（以下「協議会」という。）及び千葉東葛間広域幹線道路建設促進期成同盟会（以下「同盟会」という。）の事務局を担っている。

当該事務局の保管する協議会及び同盟会の関係書類を調査したところ、これらの団体が発する文書に市の文書記号及び番号を用いている事例が見られた。

また、協議会については正式な規約がなく、市が協議会の事務局を担う明確な根拠が存在しないこと、同盟会については、市が会長市として20年以上もの長期間団体の事務局機能を担い続けてきていることが判明した。

今後は、市と両団体とにおける文書の混同について改善を図るとともに、協議会については会長市として、規約の制定に向けた働きかけをすること、また、同盟会については、会長市の交代を視野に、その執行体制の見直しについて協議を続けることなどに留意されたい。

(3) 選挙管理委員会事務局

時間外勤務手当の支給誤りについて

監査対象期間のうち、抽出により平成25年4月、6月、7月及び9月分の職員の時間外勤務手当の支給状況について、人事主管課（総務部人事課）が保管する「時間外・休日勤務命令簿」を調査したところ、時間外勤務実施時間数から休憩時間数を差し引かなかつたことによる時間外勤務手当の過支給が1件見られた。

時間外勤務に関する事務は整理担当者が行っていたが、担当者以外は確認をしていなかったため、誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是正し、非抽出の月の時間外勤務時間数の集計についても再度確認

されたい。

(4) 教育委員会生涯学習部スポーツ課

サイクリング道路除草委託の一事者随意契約について

スポーツ課では，市民が気軽に親しむことのできる公共スポーツ施設を提供するため，利根川右岸堤防（布施）及び利根運河左岸堤防（船戸山高野～大青田）のそれぞれ一部区域について，当該区域を管理する国土交通省関東地方整備局（以下「国」という。）の占用許可を得てサイクリング道路として整備し，供用している。

当該占用許可に際しては，区域内の除草作業を占用者の責任で適切に行うことが国より許可条件として付されているため，同課では除草作業を業者への委託により行うべく，年度ごとに両区域で委託契約（以下「本件」という。）を締結している。



サイクリング道路の現況（柏市布施）



サイクリング道路の現況（柏市布施）

本件に係る契約関連書類を確認したところ，従前よりいずれの案件においても「競争入札に付することが不利と認められる（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）」ものと判断し，複数業者による競争を経ることなく，特定の一事者を当初から相手方に指定して契約事務を行っていることが判明した。

同課が本件の施行伺に併せて作成した「随意契約理由書」によると，国が管理する堤防の除草業務については，管轄の河川事務所ごとに業者と委託契約を締結していることから，本市が

占有する部分についても「除草を同時に施工してもらうことで、効率的な作業が期待できること、また人件費や芝刈り機等の費用を削減できる」として、複数業者による価格競争を介さず、国が委託契約を締結した当該業者との随意契約（一者随意契約）としたいとのことであった。

しかし、除草作業自体にさほどの特殊性を認められないこと、立地、施工区域の斜度その他の諸条件による見積価格の変動が予想されることなどを勘案するかぎり、本件においても、例えば複数の業者から参考見積りを徴し、その単位面積当たりの見積り単価を比べることなどにより、より経済的な契約条件とするために価格面での比較検討を行うことは十分可能であったものとする。

本件における先述の「随意契約理由書」は、価格面におけるそのような比較検討を行うことなく一者随意契約とするのが相当であると判断しているが、これは「競争入札に付すことが不利と認め」うるだけの客観的な根拠を示さないまま、漫然と一者随意契約を決定しているとの印象を招きかねないものであり、適正を欠くものと判断せざるを得ない。今後は、誰によっても同様に判断しうるだけの客観性、合理性を備えた業者決定となるよう、手法面での一層の改善を望みたい。

(5) 教育委員会生涯学習部図書館

ア 臨時職員への賃金支給事務について

図書館では、本館及び市内に17館ある分館における図書資料の貸出し業務等を担当させるため、事務補助員として121名の臨時職員を任用しており（平成25年9月末日現在）、当該臨時職員に係る賃金は図書館の予算により月ごとに支出されている。

本監査においては、監査対象期間における臨時職員の勤務状況が正確に集計、把握されているか、また、当該賃金の支出に係る事務が適正に行われているかどうかを確認するため、臨時職員ごとに作成される「臨時職員勤務状況報告書」と

「賃金・報酬等支給明細書」（支出伝票に添付）とについて、それぞれ一部（４月及び７月分）を抽出して突合したところである。

その結果、各月の「臨時職員勤務状況報告書」に記載された勤務時間数の「賃金・報酬等支給明細書」への転記が誤っていたり、月内の勤務時間の集計が誤っていたりしたために、本来の勤務状況に基づいて算出した額と異なって支出がなされている事例が多数発見された。

これらの誤りは、いずれも再度の確認によって容易に発見、修正が可能なものであり、組織によるチェック体制が確立していないものと判断せざるを得ない。

図書館業務が恒常的に繁忙であり、当該支給事務に関与する人員が不足している現状は理解できるが、今後は１円単位もゆるがせにできない正確性が要求される事務であるとの認識を持ち、誤りを未然に防止できるようなチェック体制を早期に確立されたい。

併せて、監査対象期間のうち突合を行わなかった月についても同様に再度確認を行い、必要であれば訂正など所要の措置を講じられたい。

イ 契約書の作成時期について

財務規則第１４３条第１項の規定により、予算執行者等は、契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない（同第１４４条第１項の各号に定めるものを除く）。

普通地方公共団体が締結する契約においては、長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに記名押印を行わなければ、当該契約の内容は確定しないものとされている（地方自治法第２３４条第５項）から、本市が当事者となって締結する契約においても、緊急の必要によりやむを得ず追認条項（給付の開始に遡及して契約の効力を生ぜしめる旨の特約を付するもの）を設ける等の例外的な場合を除けば、原則として給付の開始までに契約書の作成を完了させ、確定した契約内容に基づき給付を受けられるようにしなければならない。

図書館が事務取扱いを担当して締結した契約のうち、財務規則第143条第1項の規定に基づいて契約書を作成したもののについて、当該契約書の作成時期を公印使用検印（公印規程第8条により、契約書への記名押印等のために公印を使用しようとするときは、決裁文書（見積り合わせ結果報告など）に公印管理者の検印を受けなければならないこととされているため、当該契約書の作成時期を決裁文書に押された当該検印の日付により判断できる）により検証したところ、下記の3件の工事（修繕）請負契約において、公印使用検印の日付が契約日より大幅に遅れている事例が見受けられた。

No.	件名	請負金額 (円)	契約書上の契約日	工期	公印使用検印の日付
1	柏市立図書館本館 雑排水ポンプ制御盤取付修繕	456,750	平成25年5月20日	平成25年5月20日～ 同7月12日	平成25年6月5日
2	柏市立こども図書館 天井修繕	84,000	平成25年8月20日	平成25年8月22日～ 同8月26日	平成25年9月17日
3	柏市立図書館本館 硝子修繕	51,450	平成25年8月24日	平成25年8月25日～ 同8月30日	平成25年9月17日

3件いずれにおいても、契約書に公印を押印するために公印管理者の検印を受けたのが工期開始後となっている（上記No.2及び3においては、契約に定められた工期末日からも大きく遅延している）が、契約書の完成による契約内容の確定を経ないまま給付が行われていたことになり、適正を欠いているものと言わざるを得ない。

今後は、財務規則上契約書の作成が必要となる契約に関する事務取扱いにおいては、直ちに契約の相手方とともに記名押印を行い、契約書の作成を完了されるよう留意されたい。

(6) 教育委員会学校教育課 学校教育課

学校長口座に保管された預金利子について

本監査においては、各小中学校での現金預金の管理状況等について、抽出により4校（柏第一小学校、松葉第二小学校、高柳小学校及び柏第二中学校）の調査を行った。その結果、調査した4校ともに、学校長名義の預金口座に、付された預金利子

がそのまま保管された状態となっていた。

この預金口座は、就学援助費や特別支援教育就学奨励費といった市から保護者に支給される扶助費を、校長が保護者から受領委任された場合において、一時的に保管する目的で使用しているものである。

学校長口座に保管された預金利子をどのように処理すべきかについては、明確な規定がないために各校ともに取扱いに苦慮していることが伺える。しかしながら、市から支給すべき公金について、学校長が保護者からの委任を受けて保管する預金に付されたものである以上は、少なくとも公金に準じた処理が求められるところである。

早急に全校の状況を確認するとともに、預金利子の処理方法等について検討を行った上で、適切な取扱いの周知を図られたい。

(7) 教育委員会学校教育部学校施設課

出張時の交通手段について

学校施設課では、学校の耐震工事に使用する製品の製造工場に赴き、当該製品の品質検査を行っている。

今回、出張命令簿を確認したところ、当該検査の際に、公用車や公共の交通機関を利用せずに検査対象業者の営業車に同乗し往復しているケースが見られた。

これは、業者とのなれ合いのもとともなりかねない行為であるから、今後は、市の立場を認識し、誤解を招くことのないよう注意されたい。

(8) 保健所衛生検査課

減免に係る事務処理について

本市では、保健所条例第3条第1項及び保健衛生手数料条例第2条に定めるところにより、「衛生上の試験及び検査その他の業務に係る役務」や「保健衛生の事務」に対して手数料を徴収している。

また、当該手数料の減免については、保健所条例第3条第4項及び同施行規則第4条、並びに保健衛生手数料条例第4条及び同施行規則第3条にそれぞれ規定されている。

これらの規定によれば、市長は、減免の申請があったときは、その可否を決定し、その旨を減免決定通知書により当該申請をした者に通知するものとされている。

今回、衛生検査課における手数料減免の事務について調査したところ、減免可否についての意思決定行為である起案文書等の作成がされておらず、申請者に対して減免決定通知書による可否の通知が行われていなかった。また、減免対象者と減免割合については、保健所条例施行規則第4条第1項第1号及び第2号に規定されており、このほかに同第3号にて「市長が特に必要と認める者」については「別に定める割合」と規定されているが、これに対応する文書等の存在は確認できなかった。

減免可否の決定方法や減免決定の通知については早急に改善するとともに、減免割合については要領等により明確に定めるなど、法令等に則した適正な事務の執行に努められたい。

(9) 都市部都市計画課

研修旅費の出張命令簿記載漏れについて

職員への出張旅費の支給状況を調査したところ、平成25年7月の職員の研修時の出張旅費について、出張命令簿に記載がない事例が見られた。

本来、出張命令は、職員旅費支給条例第4条第4項の規定により、出張命令簿に当該出張に関する事項を記載して行うこととされており、そのいとまがなく口頭で出張命令を発した場合でも、できるだけ速やかに出張命令簿への記載を行うものとされている。

しかし、当該事例は、主催者側からの研修案内通知文により、受講の有無の課内決裁をとり、旅費の概算払及び精算事務が行われていたが、その前提となる出張命令簿の記載及び出張命令権者による確認がなされていなかったものである。

同一の事例は、平成23年度の定期監査においても指摘しているところであるが、現在も改善が図られていない状況となっている。

こうした不備は、出張した職員だけでなく支払担当者及び出張命令権者も、適正な事務の執行に対する意識が希薄であったことに起因するものと考えられる。

今後は、再度適正な事務の執行に対する意識を高めるとともに、確認体制を整えるなど、十分に注意されたい。

(10) 都市部公園管理課

ア 増尾城址総合公園の公園施設使用料徴収業務委託について

公園管理課では、増尾城址総合公園内のバーベキュー広場の利用に係る公園施設使用料の徴収業務について、財務規則第52条第1項の規定により、同公園の管理業務一式を受託している「公益社団法人柏市シルバー人材センター（以下「センター」という。）」に委託して行わせている。



増尾城址総合公園バーベキュー広場

本監査において、使用料の徴収に当たってセンターの係員が財務規則第53条第2項の規定によって作成した現金払込書及び領収済通知書等を照査し、委託した一連の徴収業務が適正に行われているかを検証したところ、領収済通知書の一部に、当初記載した収納金額を二重線で抹消し金額を訂正しているなど、事務執行上適正を欠いていると言わざるを得ないものが複数見受けられた。

収納等に関する帳票類における金額の訂正は、財務規則第313条第2号で「納入又は納税の通知、現金の払込み、収入金の振替等に係る文書に記載した納付又は納入させる金額は、これを訂正しないこと」として明確に禁じられていると

ころであり，本来であれば記載を誤った領収済通知書の使用を中止し，改めて正しい金額により作成した領収済通知書を使用すべきであったところである。

今後は，センターにおいて同様の不適正な事務処理が繰り返されることなく，委託した徴収業務が適正に実施されるよう，主管部署として十分な注意指導に努められたい。

イ 「緊急工事施行伺兼緊急工事発注書」の取扱いについて

工事及び修繕工事に係る請負契約のうち，緊急の必要により競争入札に付することができないときとして，特定の業者と随意契約を締結するもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号。以下「緊急工事」という。）について，公園管理課では，平成24年12月に「柏市緊急工事・修繕工事運用基準（都市部公園管理課）（以下「運用基準」という。）」を策定しており，緊急工事に係る一連の契約事務については当該運用基準に準拠して行うこととしている。

このうち，緊急工事の特定の業者への発注に際しては，運用基準において「発注手続」の項で「緊急工事を発注しようとするときは，緊急工事施行伺兼緊急工事発注書（様式1）を起案し，所属長の決裁を得るものとする。」と定めている。

本監査では，公園管理課が所管する緊急工事について，「緊急工事施行伺兼緊急工事発注書（以下「発注書」という。）」の作成漏れはないか，また必要な記載事項は適切に網羅されているか，記載漏れや記載誤りはないか等，発注手続が運用基準に準拠して適正に行われているかどうかを検証したところであるが，緊急工事に係る概算工事費について，発注書に記載欄が設けられているにもかかわらず，少額案件を中心にほとんどの案件で記載がなされておらず，空欄のまま発注が行われていたことが判明した。

財務規則第141条は，一般競争入札に付する場合に，契約の対価となる費用の総額についてあらかじめ予定価格を定めなければならないとする同第126条第1項の規定について，原則として随意契約においても準用されることを定めて

いる。

また、緊急工事においては、一連の契約事務が事後に行われる場合が多いことなどから、発注した業者が提示する価格により契約を締結することが、一般的な工事と比較しても多いことが考えられる。

今後は、可能なかぎり発注書においては概算工事費を主体的に明示し、一連の契約事務を財務規則及び運用基準に則して適正に執行することとされたい。

(11) 全部局

庁用自動車の管理及び利用状況について

ア 定期点検の実施状況について

道路運送車両法第48条において、一般的な自家用乗用自動車等は1年、自家用貨物自動車（ライトバン）等は6か月、乗車定員11人以上の自家用自動車（バス）等は3か月ごとの定期点検整備が義務付けられている。

そこで、庁用自動車（以下「庁用車」という。）のうち、トラックや消防車両、清掃収集車などの特定の用途に使用するもの以外を対象に、定期点検の実施状況を調査した。

その結果、実施率は43%にとどまっており、また点検の実施期限を過ぎてから実施したものや、自家用貨物自動車の定期点検（6か月ごと）を1年と誤認し、車検（1年ごと）を受けることで定期点検も同時に実施したと誤解している部局が多く見られた。

これらは法令等に違反する行為であるので、行政組織規則にて庁用自動車の総括管理及び安全運転に関することを分掌事務とする資産管理課、水道部処務規程にて公用自動車の総括管理及び安全運転に関することを分掌事務とする総務課、消防局組織規則にて消防車両・消防機械器具等の整備及び維持管理の統括に関することを分掌事務とする警防課においては、定期点検の速やかな実施を図るとともに、点検漏れを防止するため、点検期日の管理を徹底する方策を講じられたい。

イ 稼働率の状況について

庁用車は、業務上の必要性に応じて適切に配備されるとともに、効率的に運用されなければならない。そこで、平成24年度における稼働率の状況を調査した。

その結果、全体の稼働率は69%であったが、稼働率が50%に満たないものが全体の22%あった。

この点について、近隣センターのように低い稼働率であっても配備が必要であるなど、稼働率の高低だけで一律に判断することはできないが、複数台が配備された部局において、年式が古いなどの理由で特定の庁用車の稼働率が低かったり、1台しか配備されていないにもかかわらず利用が少ないといった状況も見られることから、下表に挙げた部局においては、効率的な運用方法や配備の必要性を改めて検討されたい。

部局名		配備台数	稼働率50%未満の台数	うち最も低い稼働率
総務部	資産管理課	17	1	45%
財政部	収納課	2	1	46%
地域づくり推進部	近隣センター（18か所）	18	13	3%
	市民文化会館	1	1	11%
市民生活部	市民課	1	1	34%
	保険年金課	5	1	37%
	沼南支所窓口サービス課	1	1	48%
保健福祉部	福祉活動推進課	10	2	25%
	生活支援課	13	2	40%
保健所	地域健康づくり課	8	1	45%
	成人健診課	3	2	17%
こども部	児童センター	2	1	35%
	保育課	7	2	12%
環境部	廃棄物政策課	2	1	26%
	環境サービス課	7	3	32%
	北部クリーンセンター	6	6	24%
	南部クリーンセンター	4	1	49%
経済産業部	商工振興課	2	1	42%
	農政課	4	1	29%
	公設市場	3	2	47%
都市部	開発事業調整課	1	1	27%
	宅地課	2	1	39%
土木部	道路サービス事務所	10	4	16%
	下水道整備課	5	1	42%
	排水対策課（現・雨水排水対策室）	2	2	31%
水道部	給水課	6	2	40%

	配水課	16	3	33%
	浄水課	5	5	2%
議会事務局		2	1	40%
生涯学習部	少年補導センター	2	1	22%
学校教育部	柏高等学校	7	5	32%
消防局	警防課	7	1	38%

(注) 稼働率＝稼働日数÷平成24年度の勤務すべき日数(245日)×100
 なお、年度途中で配備した庁用車については、分母を245日ではなく、登録日から年度末までの勤務すべき日数で算出した。

ウ 維持管理及び安全管理の状況について

庁用車を安全に運行するためには、適切な維持管理及び運転者による安全管理が重要である。そこで、管理の状況について調査を行ったところ、以下の点において不備が見られた。

いずれの事項も、維持管理及び安全管理の適切さを欠くものであることから、改善を図りたい。

検証項目	部局名		状況
維持管理	喫煙	資産管理課	本庁舎地下に駐車している共用車の車外に、吸殻の入った空缶があった(2件)。共用車駐車場所のため、放置した部局は不明。
		商工振興課	車内に喫煙臭があり(2台)、うち1台の灰皿に吸殻があった。
	車内整理	現金放置 環境サービス課	運転席脇に硬貨を放置していた(2件)。
		資料放置 資産管理課	後部座席に業務資料が放置されていた(1件)。共用車のため、放置した部局は不明。
	車両整備	収納課	車検切れのまま7日間運行していた(1件)。
		藤心近隣センター	外付バッテリーを使用しないと、エンジンが掛からない状態にある(1台)。
安全管理・交通事故防止対策	自動車運転日誌	生活衛生課	使用部局名が記入されていない(全件)。
		地域健康づくり課	所属長及び安全運転管理者の押印がない(全件)。
		成人健診課	所属長の押印がない(ほぼ全件)。
		交通施設課	使用部局名が記入されていない(多数)。
		道路整備課	
		水道部	所属長の押印がない(ほぼ全件)。
		文化課	故障発生の旨を記入していない(1台)。

検査	北部クリーンセンター	呼気アルコール測定器を設置しているが、毎日ではなく適宜実施にとどまっている。
	南部クリーンセンター	



吸殻の入った空缶



放置された硬貨



放置された業務資料

運行管理		運行管理		運行管理		運行管理		運行管理	
1	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理
2	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理
3	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理
4	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理
5	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理
6	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理
7	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理
8	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理
9	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理
10	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理	運行管理

運転日誌 所属長印押印なし

5 庁用自動車の管理及び利用状況に対する意見

(1) 適正台数の見直しについて

稼働率から見ると、庁用車の配備や運用については、十分に適切かつ効率的な状況にあるとは言い難い。

庁用自動車の総括管理及び安全運転に関することを分掌事務とする資産管理課においては、共用車を含め庁用車の適正台数を精査するとともに、部局単位での配備にとらわれない庁内横断的な共同利用の方策を検討すべきである。

(2) 運行前点検の徹底について

庁用自動車管理規則第11条及び水道部公用自動車等管理規程第7条において運行前点検の実施などが、また、消防自動車等管理規程第12条において日常点検の実施などが運転者の遵守義務として定められている。自動車運転日誌を調査した限りにおいては、各点検項目にチェックがなされていることが確認できたが、本監査における各部局に対する質疑応答の結果、実際には点検項目の全てについて、十分に実施しているとは言えないにもかかわらず、点検済の記入がなされている状況にあることが判明した。

このことは、安全運行を脅かすおそれがあるので、運行前点検又は日常点検を確実に実施するよう徹底すべきである。

(3) 車検及び定期点検における業者選定について

このことについては、平成24年5月21日付け柏総資第70号通知により、庁用自動車の車検整備受注業者の偏りの是正が求められたところであるが、一部の部局では現在も業者の偏りが見られたので、改めて配慮することとされたい。

(4) 免許証携帯の確認について

庁用自動車管理規則第6条、水道部公用自動車等管理規程第5条における安全運転管理者等の業務及び消防自動車等管理規程第7条における安全運転管理者の業務として、無免許、免許外及び酒気帯び運転をさせないこと、運転者に違反又は交通事故を起こさせないよう適切な指導監督を行うことなどが定められている。

そのためには、運転者の免許証携帯及び有効期限などの記載内容の確認を行うことが有効であるが、一部の部局を除いて実施されていない状況が見受けられたので、今後は励行することとされたい。